

職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告について

岩手県人事委員会委員長談話（令和2年10月22日）

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の期末手当及び勤勉手当について報告を行いました。

（給与勧告の基本的考え方）

- 1 本年は、職種別民間給与実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、訪問調査については例年より約3カ月延期して実施しておりますが、ボーナス等に関しては実地によらない方法により先行して別途調査し、その結果を取りまとめました。
- 2 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行い、本日、月例給等の報告・勧告に先立って、期末手当及び勤勉手当に関する報告をいたしました。

（本年の特別給の改定）

- 3 期末手当・勤勉手当については、職員と民間がほぼ均衡していることから、職員の年間支給月数を据え置くことが適当として報告しました。月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告・勧告を行うこととしています。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和2年10月22日

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司